

## 奈良県公安委員会告示第65号

令和7年12月奈良県公安委員会告示第148号（奈良県公安委員会における奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の施行に関する規程）の一部を次のように改正し、令和8年5月21日から施行する。

令和8年5月19日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐

第4条中「識別符号」を「識別番号」に、「暗証符号」を「暗証番号」に改める。